



障害年金のポイントは3つ

3つのポイントの判断は、初診日を起点に書類で審査されます。
 (障害年金の請求手続きや相談は、日本年金機構の年金事務所等で受け付けています)
 ※実際の障害年金はさまざまなケースがあるので、個別に相談してください。

- POINT1** 初診日に加入していた年金制度で、受けられる障害年金の種類が決まります。
- POINT2** 初診日から1年6ヶ月経過した日、またはそれまでに治癒した日(障害認定日)の障害の程度によって、受けられる障害年金の等級が決まります。
- POINT3** 初診日の前日時点の保険料の納付状況(納付・免除・猶予期間)が一定期間以上あることが必要です。

【保険料の納付要件】

保険料の納付状況の判断は「初診日の前日」の時点で、下記の①または②を満たすこと。
 保険料の未納期間があったり、納付や免除・納付猶予の手続きが遅れると、障害年金を受けられないことがあります。

- ① 初診月の前々月までの直近1年間が「国民年金・厚生年金保険の保険料納付済み・免除・納付猶予期間」であること。
- ② 初診月の前々月までの「国民年金・厚生年金保険の保険料納付済み・免除・納付猶予期間」の合計が、それまでの被保険者期間の2/3以上あること

【障害の程度と障害年金の種類】

※要件に該当すると子や配偶者の加算あり

等級は障害年金の程度を表し、1級が一番重い



【初診日の加入制度と障害年金の種類の関係】

- Aのケース ⇒ 保険料納付要件を満たし、初診日が国民年金加入中なので、**障害基礎年金**
- Bのケース ⇒ 保険料納付要件を満たし、初診日が厚生年金加入中(同時に国民年金加入中)なので、
障害基礎年金 + 障害厚生年金 ※障害の程度が軽い場合は3級の障害厚生年金のみ
- CとDのケース ⇒ 上記の保険料納付要件①と②いずれも満たしていないので不支給

現在、障害年金請求				
20歳	厚生年金	国民年金(全期間未納)	厚生年金	障害年金の種類
Aケース 初診日				障害基礎年金
Bケース 初診日				障害基礎年金 + 障害厚生年金 (または障害厚生年金のみ)
Cケース 初診日				不支給
Dケース 初診日				不支給

障害年金が2階建てになると



障害年金が障害基礎年金と障害厚生年金の2階建てで支給されるのは、厚生年金保険の加入中に、障害の原因となった傷病の初診日がある場合です。



相談者
浩二(30歳)
会社員

浩二 横山 障害年金を受けるきっかけになった病気で初めて病院へ行ったのはいつですか？

横山 以前に勤めていた会社を辞めてしまふからです。

浩二 はい、在職中ではありますでした。

横山 そうすると、初診日は、厚生年金加入中ではなく、国民年金加入中ということですね。

浩二 退職前は厚生年金に加入して厚生年金保険料が給与から天引る場合です。

横山 障害年金が2階建てになるのは、厚生年金加入中に初診日がある場合です。

浩二 は、厚生年金加入中に初診日が2階建てになります。

横山 初診日が2階建てになります。それにしても障害年金は初診日が大事なのですね。安心しました。それにしても障害年金は初診日がもらえる障害年金の種類にかかるだけでなく、保険料の納付状況を確認する起点でもあるのです。とても重要です。



横山玲子(よこやま・れいこ)
社会保険労務士

横山玲子社会保険労務士事務所代表。
[ホームページ https://www.r-yokoyama-office.jp/](https://www.r-yokoyama-office.jp/)
 Twitterアカウント @mayokor